

令和8年度エコパートナー環境学習等業務委託（A事業）第2回募集分
＜募集要項＞

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

市民が人と環境との関わりについて理解と認識を深めることにより、良好な環境を目指し、環境に配慮した行動がとれるよう、四日市市環境計画に基づき実施する環境に関する取り組みについて、より質の高い環境学習等を提供する事業の推進を目的とする。

(2) 業務内容

上記目的を達成できるような事業内容であり、四日市市内で四日市公害と環境未来館が実施する市主催事業としてふさわしいもの。ただし、その判断は市が行うものとする。

(3) 委託期間

契約の日から令和9年3月17日まで

2. 委託料（見積限度額）

1事業につき、60,000円（税別）。
募集件数9件（予定）

3. 実施形式 書類審査形式

4. 応募方法 ホームページ上で募集要項等を公表する。

5. 募集期間 事業提案書提出期限 令和8年5月15日（金）まで

6. 参加資格

企画提案に参加する者（以下、「参加者」という。）は、四日市市エコパートナー登録制度に基づくエコパートナーであること。

7. スケジュール

令和8年4月7日（火）	募集要項等の配布・事業提案受付
令和8年5月15日（金）	事業提案の締切
令和8年6月下旬ごろ（予定）	審査結果の通知

※通知後は速やかに打合せを実施し、契約締結すること。

※なお、広報への掲載は早くとも8月下旬になることをご留意下さい。

8. 質疑・回答

質問はEメールにて問い合わせること。また、市への送付確認を必ず行うこと。

ただし、審査に関する事項については回答しない。

9. 事業提案書の提出

「事業提案書」（様式参照）1部を「5. 募集期間」期限内に郵送または持参にて、「10. 書類提出先」に提出すること。※締切日必着とする。

ただし、郵送（書留郵便）による提出の場合は、到着時点では「預かり」扱いとし、必要提出書類の確認後「受付」扱いとする。

なお、次のいずれかに該当する事業提案書は無効とする。

- ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- ・ 事業内容に虚偽がある場合
- ・ 参加者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

10. 書類提出先

四日市市環境部 四日市公害と環境未来館（そらんぼ四日市内）

四日市市安島1丁目3番16号

開庁時間：午前9時30分から午後4時30分まで

11. 審査方法

別途定める「エコパートナー環境学習等業務委託事業審査要領」による。

12. 審査の結果 審査結果は文書により通知する。

13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、参加者に返還しない。
- (2) 提出書類の著作権、知的財産所有権等は参加者に帰属するが、参加者の承諾を得た上で公表する場合がある。
- (3) 提出書類について、四日市市情報公開条例により開示請求のあるときはその対象とする。

14. その他

- (1) 審査に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 応募を取り下げる場合は、速やかに文書にて連絡すること。

【問合せ先】

四日市市環境部 四日市公害と環境未来館 担当：市川

TEL：059-354-8065、FAX：059-329-5792

Eメール：kougai-kankyomiraikan@city.yokkaichi.mie.jp